

監 査 委 員

25年監査公表第6号

平成23年度、平成22年度及び平成18年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、京都府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成25年 7月12日

京都府監査委員 奥 田 敏 晴
 同 山 口 勝
 同 村 山 佳 也
 同 園 田 能 夫

平成23年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

- 第1 包括外部監査テーマ
 公立大学法人化などの府大学改革の成果と課題について
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置
 次のとおり

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
1 中期目標・中期計画及び単年度計画と評価について (1) 法人ガバナンス（経営審議会） 理事会及び教育研究評議会がほぼ毎月開催されるのに対して、経営審議会は開催回数が極端に少なく、会議時間も短い。経営審議会の形骸化が危惧され、学外者がより活発に積極的に経営に関与し、府民の意見を多く取り入れた透明性の高い大学運営が行えるよう、開催及び運営について再考を促したい。 （報告書82ページ、平成24年京都府公報号外第17号（以下「公報」という。）57ページ）	（法人本部 経営戦略室） 平成24年度から、外部委員が経営審議会を通じて、法人経営により積極的に参加することができるよう、経営審議会を6月、9月、12月及び3月の年度内に4回開催することとした。	措置済み

<p>(2) 中期計画 中期計画の項目数に比して数値目標が少ない。中期目標の見直しの際に、数値目標や指標が具体的に設定される必要がある。また、中期目標に示された方向性や中期計画が意図する各年度の年度計画が策定されているか検証することが必要である。 (報告書84から86ページまで、公報57から59ページまで)</p>	<p>(法人本部 経営戦略室) 次期中期計画(平成26年4月から平成32年3月まで)を検討中であり、その中で数値目標及び指標は具体的なものとなるよう設定していくこととしている。</p>	<p>改善中</p>
<p>2 大学法人のあり方について (1) 産学公連携 府立医科大学の産学公連携が良く機能しており、両大学が連携して効率よく運用することが望まれ、中期計画にある「連携のための総合窓口」を大学単位でなく法人単位で設置する必要がある。 (報告書120ページ、公報79ページ)</p>	<p>(法人本部 経営戦略室) 両大学において、産学公連携をより効率的に運用するため、特許申請、管理ノウハウ等の情報交換や共有を図っていく方向で検討中である。</p>	<p>改善中</p>
<p>(2) 地域貢献 中期計画にある府立大学の京都府下の他市町村との包括協定の連携が進んでいない。中期計画では5市町村との包括協定を目指しているが、現状3市町村止まり。連携に至らない理由をより明確に把握すべき。 (報告書128ページ、公報83ページ)</p>	<p>(府大 企画課) 教員と自治体職員等との協働した活動の成果が包括協定の締結につながることから、地域との協働活動の実績を踏まえた継続的な自治体への働きかけの結果、平成25年1月には精華町との包括協定締結に至った。また、舞鶴市と平成25年度内には包括協定の締結を行うことを合意した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>3 府立大学北山ゾーンについて (1) 教養教育共同化施設整備 府立大学、府立医科大学ともに新教養棟のより具体的な利用計画や既存建物の有効利用の方針を早急に検討する必要がある。また、工芸繊維大学も含めた各大学のコスト負担等につき、具体的な金額も含め明確にし早急に合意しておく等、施設完成後の管理運営にも備える必要がある。 (報告書157ページ、公報106ページ)</p>	<p>(法人本部 経営戦略室) 教養教育共同化施設(仮称)の利用計画については、3大学で教養教育の共同化に向けて開講科目の具体化を継続的に検討している。 府立医科大学の花園学舎は、その機能を教養教育共同化施設(仮称)に移転するため、平成26年度以降は利用に供しないこととなり、その有効利用について京都府と協議している。 また、府立大学では、教養教育共同化施設(仮称)の建設は、講義室不足の解消に資するが、既存施設の老朽化が進み耐震対策が求められる中、建替えや耐震改修の具体化に際し、教養教育共同化施設(仮称)の建設を織り込んだ検討をしている。 各大学のコスト負担等については、3大学施設の相互利用も考慮しつつ、検討中である。</p>	<p>改善中</p>
<p>(2) 府立総合資料館と府立大学とが連携する新施設 新設される新資料館に府立大学文学部及び大学図書館を移設する計画になっているが、京都府との間でその場合のランニングコストその他の費用負担について取り決めがなされていない。 府立大学としては、当然に文学部及び図書館の移設費用を要するであろうし、また、新資料館と大学附属図書館の閲覧提供のワンフロア化を図ろうとすれば、それに伴うコストも要する。事前に京都府との間で費用負担について明確にしておく必要がある。 (報告書158ページ、公報106ページ)</p>	<p>(府大 企画課・附属図書館) 管理運営体制及びランニングコスト等のコスト負担については、京都府・大学間で検討中である。</p>	<p>改善中</p>

<p>4 授業料等について</p> <p>(1) 授業料の徴収 授業料の回収は学期を基準に定められているため、府立大学及び府立医科大学の看護学科は前期・後期の年2回で回収されているが、府立医科大学の医学科は第1学期・第2学期・第3学期の年3回で回収される。授業料等の回収について各学期とリンクする積極的な理由は認められず、事務の効率化を図る観点より、京都府公立大学法人の回収手続の一元化を図り、府立医科大学医学科も他の学部と同様に年2回の回収方法を採用することを検討すべき。 (報告書162ページ、公報108ページ)</p>	<p>(医大 学生課・経理課) 医学科の授業料については、学期制にかかわらず、前期・後期の年2回徴収に変更する方向で検討中である。</p>	<p>改善中</p>
<p>(2) 減免者の資産状況</p> <p>授業料等の減免に関する事務処理基準の生計基準において、学資負担者の属する世帯の資産状況を考慮するものとしているが、減免審査調書においては資産状況は考慮されていない。事務処理基準において資産状況を考慮している以上、世帯の資産状況を正確に把握し減免の適否にどのように反映させるのかの客観的なルールを取り決める必要がある。 (報告書165から166ページまで、公報110ページ)</p>	<p>(医大 学生課、府大 学務課、法人本部 財務室) 近隣他大学の状況を踏まえて、公正な証明書類等で確認することができる所得基準により授業料減免の適否を決定することとし、必要な事務処理基準の改正について検討中である。</p>	<p>改善中</p>
<p>5 人件費、給与制度及び人事評価について</p> <p>(1) 人件費について 法人の給与規程は、現在は京都府の規定と同じ内容である。京都府から独立した法人であるので、法人化の効果を上げるためにも、大学の特色、実情を反映した法人独自の給与規程が必要である。地域手当は、将来的には、プロパー職員が増えたときには、地域手当を含めた、法人独自の給与体系の検討も必要である。京都府と同様、他の公立大学法人もそれぞれの母体となる地方自治体の給与体系に準じているが、本来は独自の収入に見合った給与体系にしていくことが必要である。 (報告書201から202ページまで、公報133ページ)</p>	<p>(法人本部 総務室) 平成25年4月1日から、附属北部医療センターに勤務する教職員の給与については、特殊勤務手当を中心に本公立大学法人独自の制度の導入を予定している。 プロパー職員の給与体系については、プロパー職員の増員についての京都府との協議を踏まえ、検討中である。</p>	<p>改善中</p>
<p>(2) 教職員数の効率化について 教職員数の効率化については、1法人2大学の特性を最大限に活かし、共通する事務部門を統合して効率的な運営を図ることによる合理化により人員削減が可能であると考ええる。 (報告書202ページ、公報133ページ)</p>	<p>(法人本部 総務室) 教職員については、3大学による教養教育共同化の取組や法人を取り巻く外部環境の変化等も踏まえつつ、効果的・効率的な配置を検討中である。</p>	<p>改善中</p>
<p>(3) 事務局職員の派遣について 事務局人員のプロパー化、あるいは派遣職員の転籍を段階的、継続的に実行していくべきである。京都府公立大学法人の業務内容は、大学運営に直接関連する独特の事務・管理業務が大半</p>	<p>(法人本部 総務室) 平成25年3月末時点で、法人全体で11名のプロパー職員を配置しているところである。 プロパー職員の増員や府派遣からプロパーへの振替については、中長期的視点に立</p>	<p>改善中</p>

<p>であり、専門性・熟練性が要求されるとともに長期的に業務に関わっていくことが効率性の追求にも繋がるものである。事務部門の職員を京都府の派遣に代えて法人独自で採用することが有効であろう。あるいは現在の京都府から派遣されている職員が業務上、どうしても必要であるならば転籍という措置も考えられる。 (報告書202から203ページまで、公報133から134ページまで)</p>	<p>ち、その方向性について京都府と協議中である。</p>	
<p>(4) 法人在籍期間の派遣者の退職金について 派遣職員の退職手当は京都府の負担とし、京都府が京都府の関係規程に基づき支給するものとなっている。派遣先が負担する場合でも、負担すべき退職金の原資も京都府からの運営費交付金に負うところが多いため、結果的に京都府の負担になってしまうのが現状ではあるが、会計の期間対応、期間帰属という観点からは、派遣先の負担として適正な損益計算を図るべきである。 (報告書204ページ、公報134ページ)</p>	<p>(法人本部 財務室) 地方独立行政法人会計基準では、地方公共団体との人事交流による出向職員で退職給与金を支給しない場合は、将来の費用は発生しないことから退職給与引当金計上は要しないとされている。 ただし、復帰後、退職時に地方独立行政法人での勤務期間分を含めて地方公共団体で支払われることとなり、行政サービス実施コストとして認識する必要があることから、行政サービス実施コスト計算書に引当外退職給付増加見込額として注記している。</p>	<p>措置しない</p>
<p>(5) 専門職の育成による事務部門及び附属病院の機能の強化について 事務職員の独自採用等、専門職の育成による事務部門及び附属病院の機能の強化が不十分である。府立医科大学の事務職に占めるプロパー職員の割合は極端に低い。また、他大学においては職種も医療事務だけでなく一般事務にもおよび、業務内容も医療事務だけでなく総務事務、財務会計事務、学務・教務事務をはじめ多岐にわたっている。プロパー化を早急に進める必要がある。 (報告書204ページ、公報134ページ)</p>	<p>(医大 総務課) 平成25年3月末時点で11名のプロパー職員を配置し、大学全体(事務職)に占める割合は14%となっているが、病院経営部門への拡大等、専門性の高い分野を中心とした一層のプロパー職員の配置増と専門職の育成を進め、附属病院の機能強化を図っていくことについて、設置者の京都府と協議中である。</p>	<p>改善中</p>
<p>(6) 人事に関する意思決定ルールの透明化について 人事等の重要な案件が、管理職会議を経由することが必要であるならば、管理職会議も規程の中に織り込む等のルール化が必要である。 (報告書205ページ、公報134から135ページまで)</p>	<p>(医大 総務課) 人事案件についての審議は、教育研究評議会が行うものであり(法人定款第23条)、管理職会議は、教育研究評議会に提案する項目の確認(採用・昇任等の対象者、所属、発令日など)を行っており、法人としての意思を決定する立場に立つものではないことから、規程の中に織り込むことは適当ではないと考える。</p>	<p>措置しない</p>
<p>(7) 人事評価の見直しについて 法人や大学の業務を戦略的かつ効率的に遂行するため、人事評価の見直し推進を通じて、組織の見直しと教職員の柔軟な配置を実施するべきである。 (報告書205から206ページまで、公報135ページ)</p>	<p>(法人本部 総務室) 平成25年1月1日から、職種・勤務実態に応じた人事評価制度を本格的に導入した。 評価結果は、平成25年6月期の勤勉手当の支給に反映させることとしているほか、人材育成や業務の進捗管理に活用するとともに、教職員の適材適所の配置につなげていくこととしている。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(8) 透明性の高い雇用制度の構築について 行政や民間機関等から、幅広く教育研究、運営能力に優れた人間性豊かな教職員を外部から確保して柔軟かつ多</p>	<p>(法人本部 総務室) 教授会等において、教員としての適格性等について事前確認を実施した上で、外部委員も参画する教育研究評議会において、</p>	<p>改善中</p>

<p>彩な人員配置により組織の活性化を行うために、透明性の高い雇用制度の構築が必要である。 (報告書206ページ、公報135ページ)</p>	<p>最終的な審議と決定を行い、教員採用等の透明性を図っている。管理部門の職員のプロパー化については、医療事務や医療情報等、専門知識を有する部門を中心に、法人化後、順次、取り組んでいるところであり、外部からの人員採用の方法等について、本格的に議論していくため、病院経営部門など、対象業務の拡大に向けて、設置者の京都府と協議中である。</p>	
<p>(9) 人事全般について 管理部門を派遣職員が占め、その人事は京都府が実権を有している。また、承継職員も京都府から京都府公立大学法人に人が移っただけで、勤務条件は京都府に準ずることとなっている。独自の人件費の削減もできず、業績を向上させても、給与に還元できず、インセンティブが働かない仕組みとなっており、法人の独自性を発揮できる効率的な体制とはなっていない。雇用形態も給与も独自に決定しうるプロパー化を強力に進めていくとともに、業績に応じた処遇改善などインセンティブの働く仕組みづくりが必要である。 (報告書206ページ、公報135ページ)</p>	<p>(法人本部 総務室) 平成25年1月1日から、職種・勤務実態に応じた人事評価制度を本格的に導入したところであり、評価結果を平成25年6月期の勤勉手当の支給に反映させることとしており、能力や実績に基づいた処遇を行うことにより、教職員の意欲向上と組織の活性化を図ることとしている。 平成25年3月末時点で11名のプロパー職員を配置しており、プロパー職員の配置増を図っていくため、設置者の京都府と協議中である。</p>	<p>改善中</p>
<p>6 請負・委託契約、研究費について (1) 問題点1（請求書の到着から支払いまでの期間が長すぎるものがあること） 請求書日付（業者記入）に対して、府立大学事務局における請求書受理日付が大きく遅延しているものがあつた。これは発注した教員の手元に請求書が放置されていることが原因であることがわかつた。このような運用になっているのは、実務上、教員が発注時点においてどの予算により発注したかを明確化していない場合があるため、事後的に整理する狙いが背景にある。以上を踏まえて、次の業務改善を検討願いたい。 ① 発注時点において財源を明確化し、注文書に明示したうえで、発注者及び事務局において保管する。なお、府立医科大学においては、所定の複写式の請求書・納品書綴りにおいて財源を明記する箇所があり、少なくとも納品時点において、財源を明確化している。 ② 請求書について、事務局に直接届くようにする。 ③ 請求書をいったん教員に回付するという現行の運用を続けるならば、事務局の手元にある納品書の消し込みを徹底する。 ④ 支払い遅延があつた場合に、それをエラーとして事務局で認識・集計するとともに、該当教員に対して注意喚起・ペナルティーを課すなどのルールを作る。 (報告書211から213ページまで、公報137から138ページまで)</p>	<p>(府大 管理課) 平成24年11月から科学研究費等について発注台帳の整備を教員に義務付け、発注時点における財源の明確化を図つた。 平成25年1月から事務局保管の納品書による消し込みを行い、教員に未払金を通知する等、支払遅延の防止を図ることとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(2) 問題点2（実質的に随意契約となっている契約が散見されること） 発注を希望する教員等が細かい条件</p>	<p>(医大 経理課) 調達機器の仕様書の調整及び参考見積は</p>	<p>改善中</p>

<p>を付する必要があることから、特定の業者とスペック等についてすり合わせた上でスペック等を決定し、その業者に参考見積書を提出させ、予定価格を作成する。そして、実際に入札を実施し複数社が入札するが、その多くは予定価格を超過した金額で入札し落札できず、すり合わせ等を行っていた業者が予定価格とほぼ同額で落札するケースが少なくない。専門性の高い機器等について、最適な仕様書に基づいて安全性・安定性などを確保することが重要であるが、実際に、参考見積書の作成を依頼した会社が、落札率ほぼ100%で落札されている現象を見ると、入札が形骸化しているのではないかとの疑念を抱かざるを得ない。 (報告書213から214ページまで、公報138ページ)</p>	<p>複数業者から徴するよう学内会議で周知徹底を図っている。</p>	
<p>(3) 問題点3 (報酬・謝金・賃金について立替払いを行っている場合があること) 研究費における報酬・賃金・謝金にかかる経費についての立替払いが禁止されている趣旨に鑑みれば、何の対価であるかに関わらず、個人に対する立替払いはすべて禁止すべきである。 (報告書214ページ、公報139ページ)</p>	<p>(府大 管理課) 報酬・賃金・謝金に係る経費の立替払の禁止については従来から周知し、適正な執行に努めていたが、平成24年3月の学内会議で翻訳等を含む個人に対する立替払の禁止について全教職員に周知徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(4) 問題点4 (外国雑誌について検収が不十分であること) 定期購読雑誌については、検収又は履行確認が適切に行われていない。不正等に利用されかねず、内部統制を強化することが望まれる。高額な雑誌等については事務局において検収することを検討されたい。 (報告書215ページ、公報139ページ)</p>	<p>(医大附属図書館・経理課) 平成20年度から、附属図書館への納入図書については図書館事務局において、各教室購入図書については原則的に検収センターにおいて検品・検収しているが、一部、各教室で検収・検品しており、これらについて、検収センターでの検収・検品を引き続き検討している。 (府大 管理課) 平成25年1月から購入価格が高額な外国雑誌について管理課において検収を実施することとした。</p>	<p>改善中</p>
<p>7 公有財産の状況について (1) 精華農場の有効活用 精華農場(97,000㎡の敷地と6,703㎡の施設)は1997年に設置され、既に13年以上経過しているにもかかわらず、同農場エリアで学習する学生数は計30人のみであり、また、実習する学生も2泊3日の集中実習を含めても125人である。この広大な圃場における果樹園等の維持に常勤労務8人を雇用している。精華農場の平成22年度決算額としては131百万円を要している。コスト削減の観点から府立大学の本来の研究、教育に最低限必要な圃場規模や作付け品種等については精査が必要と考えられる。また、より多くの学生が農場を利用し学習・研究できるような抜本的な見直しを行わない限り、現状の延長線上では無駄は改善されないと考える。農場の機能としての地域貢献事業、学外教育機関との連携、学内外の研究者・団体との共同研究、学科の枠を超えた教育プログラムの策定や他の教育機</p>	<p>(府大 精華キャンパス事務部) 附属農場を含む精華キャンパスでは、ダイショイモの栽培に係る研究成果を活用して精華町と協働した地域貢献事業の展開を図る等関係機関等との連携強化等について継続的に取り組んでいる。 また、更なるキャンパスの有効活用については、学内に検討組織を設置しキャンパスの在り方を検討中である。</p>	<p>改善中</p>

<p>関との連携の強化を図る方策等を早急に検討し推進する必要がある。 (報告書222ページ、公報143から144ページまで)</p>		
<p>(2) 精華農場の職員の併任 併任職員の職務内容については、明確に定められていないが、本来の府立大学教員としての研究分野を研究しており、その研究成果を「センター」において発展させ京都府の施策につなげている。府立大学の併任教員には「センター」の職名があり、各々の職責を果たしていることから、今後は職務内容についても盛り込むべきである。 (報告書222から223ページまで、公報144ページ)</p>	<p>(府大 管理課) 平成25年度から併任先での職務内容を記載した協定書を締結した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(3) 産学公連携入居企業 税金で建設された建物を特定の企業に著しく安価で貸付けるのは適切ではなく、土地、建物附属設備についても考慮したうえ、少なくとも次回の契約更新時には透明性の高い合理的な賃料の設定が必要と考える。 また、現在預っている敷金は金額的に本来の機能を有しておらず、適切な敷金の金額を検討し追加的に敷金を預かるべきと考える。 (報告書227から230ページまで、公報147から149ページまで)</p>	<p>(府大 企画課) 中小企業を支援する政策目的を達成するための家賃及び敷金の設定であることを前提としつつ、施設の利用状況や企業ニーズを踏まえながら、次回更新時には改めて、透明性・合理性について、検証するべく検討中である。</p>	<p>改善中</p>
<p>(4) みずき寮の必要性 入居率も2～3割程度であり、また耐震基準も満たしておらず、さらには現代人のライフスタイルにも合わないことから、府立医科大学としても平成23年度末をもって看護師寮としては廃止の予定とされている。みずき寮は京都府から無償貸与されたものであり、現時点では府立医科大学において具体的な活用計画もないことから、維持管理経費を考慮すれば、廃止後は速やかに京都府に返還し、京都府で有効利用を検討すべきと考える。 (報告書235ページ、公報152ページ)</p>	<p>(医大 総務課) 平成23年度末に看護師寮を廃止した。 (平成25年5月末をもって京都府に返還)</p>	<p>措置済み</p>
<p>(5) 借上住宅 現在借上住宅として、富小路宿舎と河原町宿舎があるが、いずれも看護師の入居料は27,000円に設定されている。借上住宅は看護師確保対策の一環とのことであるが、借上住宅の住居数は38室にすぎず、新入看護師が入居できる可能性は非常に低いと考えられ、果たして採用時のプラスになるのかも疑問である。看護師宿舎を有することによりどれだけの効果があるのか再度検討が必要と考える。現在の給与規程では家賃の半分(最大27,000円)まで住居手当が支給されているのであるから、看護師のみ特別に住宅施策を考える必要があるかも検討すべきと考える。 (報告書235から236ページまで、公報152から153ページまで)</p>	<p>(医大 総務課) 看護師宿舎は他病院でも看護師確保上の重要施策と位置付けられており、人材確保対策としての観点から整備を図る必要がある。 そのため、借上住宅について、平成23年度までは38室であったものを平成25年度からは66室に拡充(平成24年度21室、平成25年度7室)するとともに、入居上限期間を7年から5年に短縮し、新入看護師の入居機会を向上させることとした。 なお、平成24年4月から看護師宿舎の利用者については住居手当不支給とし、相応の本人負担を求めている。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(6) 府立医科大学旧築山寮 旧築山寮は、京都府が所有する普通</p>	<p>(医大 病院経営企画室・経理課) 府立医科大学附属病院敷地は狭隘^{あい}であ</p>	<p>措置しない</p>

<p>財産であり、公立大学法人化後は無償貸与を受け、カルテ保管庫として利用している。建物は老朽化しているが、カルテ保管庫として使用するのには機会損失という側面から考えれば不合理と思われる。当該財産を所有する京都府が中心となってそのあり方を検討し、当該一等地は売却も視野に入れたうえ、より有効活用を検討すべきである。 (報告書236から237ページまで、公報153ページ)</p>	<p>り、適当な保管場所を確保することができないことから、引き続き借用を希望する。 なお、旧築山寮は平成26年3月末までは、京都府から無償貸付けの承認を得ており、平成26年4月以降の利用については改めて京都府と協議予定である。</p>	
<p>(7) 図書館の状況(法人全体)</p> <p>① 大学法人として図書管理システムを統一した場合の学生等の利便性や投資コスト及びシステムにすることによる入力オペレーターの人件費やサーバーシステム維持費などの費用削減効果も合わせて、システム統合を総合的に検討すべきと思われる。</p> <p>② 両大学の人員体制や業務内容について、両大学でそれぞれ実施している作業を一つにまとめられないかなどの効率化の検討が望まれる。</p> <p>③ 紛失図書を除籍・廃棄するタイミングについて、府立大学は紛失後3年間であるが府立医科大学は明確な基準が存在しない。これも含め、法人として図書管理に係るルールを統一すべきである。</p> <p>④ 両大学とも一斉棚卸しは8月ではあるが、循環棚卸しが可能かどうか検討が望まれる。 (報告書242ページ、公報156ページ)</p>	<p>(医大 附属図書館、府大 附属図書館)</p> <p>① 府立大学附属図書館と新総合資料館の一体的運用を機に、府立医科大学附属図書館を含む3館の図書系システムを統合する方向で検討中である。</p> <p>② 教養教育共同化を機に、府立大学附属図書館との一体的運用を検討中である。</p> <p>③ システム統合に併せて、基本的な共通する取扱いについて検討中である。</p> <p>④ 府立医科大学では平成22年度から循環棚卸を実施している。 府立大学では、他大学図書館の事例を参考に府立医科大学とも調整し、実施について検討中である。</p>	<p>改善中</p>
<p>(8) 図書館の状況(府立大学)</p> <p>東書庫の鍵を生徒に預ける管理手法は、公有財産としての図書を管理するという観点からは評価できない。東書庫の出入りについては職員に限定するなど、図書館全体のセキュリティ強化策の検討が必要である。 (報告書243ページ、公報156ページ)</p>	<p>(府大 附属図書館)</p> <p>東書庫の出入りについては、職員の立会い又は職員による出納を、平成25年度から実施する。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(9) 備品管理の状況(府立医科大学)</p> <p>ラベル貼り付けの徹底が必要である。また、ソフト検索についても時間がかかりすぎ、効率性の観点から問題がある。今後の資産登録・除却の度に検索エラーを誘発すると思われるので、経理課主導でソフトの登録内容を検討し、検索しやすい資産名称・資産番号などに改善することが望まれる。 (報告書247ページ、公報158ページ)</p>	<p>(医大 経理課)</p> <p>平成23年度から備品現況調査を実施し、現物実査を行い、ラベル貼付の徹底を図った。 資産管理システムは、資産管理を行いやすい登録内容になるよう今後とも必要に応じて修正等を行っていく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(10) 備品管理の状況(府立大学)</p> <p>ラベル貼り付けの徹底とソフト登録内容の検討が望まれる。ラベルが網羅的に添付されていないということは現物実査ができていないということである。備品の現物実査が進めば活用されていない備品リストが作成できる。大学内で遊休状態の備品リストを公表し、各部署・研究室等で有効活用を図ることが可能となる。その第一歩がラベル貼りであるため、早急の取り組みが必</p>	<p>(府大 管理課)</p> <p>平成24年1月に備品現況調査を実施し、備品ラベルの添付を徹底した。また、備品の管理者、設置場所等の資産管理システムの登録情報を修正し、適正な管理に努めている。</p>	<p>措置済み</p>

<p>要である。 (報告書247ページ、公報158ページ)</p>		
<p>(11) 美術品の状況 両大学とも京都府公立大学法人美術品管理要綱通りの美術品等の管理がなされていなかった。今後は物品受入段階で美術品の価値を把握し、管理要綱通りの美術品認定申請書を作成し、美術品認定書を保管すべきであり、管理部署を決定し、責任持って有効利用するように検討すべきである。また、定期的な現物確認を実施し、管理要綱に定める最低限の補修・メンテナンスを実施する体制を構築する必要がある。 (報告書249ページ、公報159ページ)</p>	<p>(医大 経理課) 備品現況調査に合わせて現物確認を行うとともに、美術品を管理する所管課に対して、美術品管理要綱に基づき、適正な管理及び受入手続を行うよう周知徹底した。 また、美術品の有効利用については、展示上の課題等の有無を整理した上で、順次行っていく。 (府大 管理課) 平成25年2月に美術品の現物確認を行うとともに、現況を反映した美術品台帳の整備を行い、適正な管理に努めている。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(12) 耐震・防犯の状況 府立医科大学の課題は、花園校舎である。利用方法を明確に定め、今後の利用に供されるのであれば速やかに耐震補強工事を進めるべきである。 府立大学の課題は、防災計画の策定及び防災訓練の実施、そして全面的な耐震補強工事、又は建物の建て替えを行うことが必要である。古い校舎が多く、狭隘化も進んでおり、一部の備品が廊下に据えられているため、災害時に多大な被害が考えられる。学生・教職員の安全確保はもとより、教育・研究が継続できるよう早急に対応する必要がある。教室の稼働率も高くほとんどの校舎が利用されている状態にあるため、硝子や壁の補修も含め早急に補強・修復工事に予算を割く必要がある。 また、両大学とも、災害時に情報管理システムをどう維持するかを検討する必要がある。例えばサーバーを他府県に持つ、クラウドシステムを有効利用する、バックアップデータは耐火金庫に保管するなど、専門家の意見を聴きながら実現可能な範囲で取り組むべきと思われる。 (報告書250から251ページまで、公報160ページ)</p>	<p>(医大 総務課・施設課) 花園学舎は、平成26年度以降利用予定がないことから耐震補強工事は実施しないこととしている。 災害時の情報管理システムの維持については、大学及び病院の運営上、重要であると認識しており、電子カルテ等の様々な情報について、バックアップ対策を検討中である。 (府大 管理課) 平成24年12月に防災計画を策定するとともに、防災訓練を平成25年3月に実施した。 老朽化している学舎等の整備については、建替え及び耐震改修の具体化に向けて、継続的に検討している。 大規模な施設修繕は、予算を確保した上で、また、小規模修繕についても一定枠の予算を確保し、順次、対応している。 平成23年度から災害時にも対応できるようメールシステムは、クラウドを活用したシステムに変更している。 府大が蓄積している情報のバックアップデータの取扱いについて、実施可能な対応を検討中である。</p>	<p>改善中</p>
<p>(13) 賃借料 レストラン、コンビニ等の賃貸借契約については、プロポーザル方式で先方が提案した賃料で契約しているため、賃料が適正か否かが分かりにくい貸付面積1平方メートル当たりの月額最低賃料に大きな差が生じている。今後、外部業者との透明性の高い契約を締結するには、原則的な最低賃料の決定方法、例外を設ける場合のその要件等を明確にする必要がある。 (報告書253ページ、公報161ページ)</p>	<p>(医大 経理課・病院管理課) 京都府行政財産使用料条例に定められた算出方法により参考価格を積算した上で、それを下限にそれぞれの提案内容に基づき契約している。 また、減免のルールについては、より透明性・公平性が確保されるよう検討中である。</p>	<p>改善中</p>
<p>(14) 府立大学の毒物・劇物の管理状況 今後、その存在自体が危険な毒物劇物の廃棄コストは、教室予算ではなく大学予算化する。長期保存リストにある毒物等については、至急にその使用可能性についての検討を行い、近くに使用予定のないものについては速やかに廃棄して安全性を図るべきである。今後においても、使用見込の不明なも</p>	<p>(府大 管理課) 平成24年7月に使用予定のない毒物・劇物については、廃棄処分を行った。 また、実験安全委員会による毒物・劇物の管理状況点検を行うとともに、定期的に廃棄処分を行う等、ガイドラインに沿った処理を徹底した。 毒劇物の共同利用等については、研究の実施状況(薬品使用時期等)を把握した上</p>	<p>改善中</p>

<p>のについては、ガイドラインに沿った処理を徹底すべきものと考え。</p> <p>また、同効品の共用利用促進や業者交渉の実施により購買金額の削減に努め、使用品目の削減により不要廃棄品の発生を減少させて廃棄コストの削減を図ることなどのコスト管理を大学管理部署及び安全委員会において検討すべきと考える。</p> <p>(報告書256ページ、公報162ページ)</p>	<p>で、安全委員会において対応可能性を検討中である。</p>	
<p>8 利益相反の管理について</p> <p>(1) 問題点1 (利益相反自己申告書の網羅的な徴収ができていない)</p> <p>利益相反自己申告書については、利益相反の有無に関わらず、全ての教職員等がこれを提出するように、規程等を改訂したうえで運用を改善することを検討願いたい。また、親族用についても網羅的に提出対象とすることを検討願いたい。</p> <p>(報告書261から262ページまで、公報165ページ)</p>	<p>(医大 研究支援課)</p> <p>平成23年の申告分から教員に対し、利益相反となる活動がない場合も含め、全員、自己申告書の提出をさせることとした。</p> <p>また、教員の親族(配偶者と一親等の親族)についても、同様に申告書を提出させることとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(2) 問題点2 (利益相反自己申告書の記載内容が網羅的でない)</p> <p>利益相反自己申告書のひな形には、「該当がない項目欄は削除して構わない」とある。しかし、利益相反自己申告書の趣旨を考慮すれば、該当ない場合は「該当なし」と明記すべきであり、改善を検討願いたい。</p> <p>(報告書262ページ、公報165ページ)</p>	<p>(医大 研究支援課)</p> <p>平成23年の申告分から、自己申告書の様式を変更し、利益相反がない場合も、申告書の「該当なし」欄にチェックの上、提出させることとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(3) 問題点3 (利益相反自己申告書の対象者の範囲に退職教職員等が含まれていない)</p> <p>利益相反自己申告書における対象期間は、毎年1月1日から12月31日とされている。この期間中に教職員等が退職した場合、この期間の経過後で利益相反自己申告書による調査前に教職員等が退職した場合には、その退職時点において利益相反自己申告書の提出を求めるべきである。</p> <p>(報告書263ページ、公報165ページ)</p>	<p>(医大 研究支援課)</p> <p>期間中に退職した教員についても、退職願提出時に、退職年分の活動について、自己申告書を提出させることとした。</p> <p>(府大)</p> <p>平成24年の利益相反自己申告から、期間中に退職した教職員等に対して、利益相反自己申告書の提出を求めた。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(4) 問題点4 (利益相反委員会の判断基準が曖昧である)</p> <p>利益相反委員会は利益相反自己申告書を閲覧した上で、個々の活動に利益相反の問題が生じないかを検討する。利益相反管理の判断基準としてはあくまで主観的・総合的な判断であり、客観的な数値基準が存在しない。杓子定規に全て客観的基準で判定するのが最善と言うわけではないが、やはり何らかの客観的な数値基準がなければ、利益相反委員会としても対象となる教職員等に措置を促しにくい面がある。今後、利益相反委員会が適切な措置を促しやすいように、客観的な数値基準を設けることを検討されたい。</p> <p>(報告書263から264ページまで、公報165から166ページまで)</p>	<p>(医大 研究支援課)</p> <p>厚生労働省の基準では、各所属機関において、一定の基準を示し、それを超える「経済的な利益関係」の報告を求めて管理することで、差し支えないとされている。</p> <p>また、日本医師会においても、具体的な基準を設けるところまでは進められていないところであり、本学としては、当面は具体的な基準額等を定めることはせずに、医学・医療を取り巻く諸情勢を踏まえ、総合的に判断していくこととする。</p>	<p>措置しない</p>

<p>(5) 問題点5 (利益相反自己申告書の徴収と利益相反委員会の開催を怠っている)</p> <p>府立大学において、平成22年1月1日から平成22年12月31日については、利益相反自己申告書の徴収を行っておらず、利益相反委員会の開催も行っていないことが分かった。このように利益相反自己申告書の徴収や利益相反委員会を開催していないことは、「京都府公立大学法人の利益相反の管理に関する規程」を遵守しておらず、問題がある。なお、府立医科大学と府立大学の利益相反管理を一元化していれば、このような問題が発生しなかったばかりか、業務の効率化も図られていたはずである。組織横断的な利益相反管理のあり方についても検討願いたい。</p> <p>(報告書264から266ページまで、公報166ページ)</p>	<p>(府大 企画課)</p> <p>平成24年3月に、自己申告書の徴収を怠っていた平成22年と平成23年の2年分を徴収し、利益相反委員会を開催した。</p> <p>また、法人として、効率的な管理の在り方を検討中である。</p>	<p>改善中</p>
<p>9 部門別損益計算への取組の状況について</p> <p>(1) 部門別損益計算への取組</p> <p>京都府公立大学法人では、部門別損益計算は管理責任単位別・勘定科目別に実施されておらず、原価管理、予算管理、月次決算の実施といった迅速な経営意思決定のための会計体制は確立されていないため、以下のような改善が必要と考える。</p> <p>① 財務会計システムにおいて適切な管理単位としての部門を設定し、部門別・勘定科目別損益計算を実施できる体制を確立する。現在の財務会計システムにおいても、セグメント、部局、部門、所管といった組織情報が登録されていることは確認できたので、運用次第で早期に実施できるかの検討をまず行うべきと考える。</p> <p>② 財務会計において部門個別費を徹底して把握する経理体制を作り、精度の高い部門別原価計算が実施できる財務会計体制を確立する。</p> <p>③ 部門管理責任者への以下の会計情報を提供し、徹底した予算管理、原価管理を実施できる管理体制を確立する。</p> <p>1) 予算の作成及び予算・実績対比による予算管理情報</p> <p>2) 前年対比・前年同月対比・月次推移分析・部門間比較分析などによる原価管理情報</p> <p>(報告書268から269ページまで、公報167ページ)</p>	<p>(法人本部 財務室)</p> <p>財務・経理事務については、現在、京都府からの派遣職員が行っているが、大学法人会計及び財務システムに慣れるまで時間を要するとともに、3年～5年で異動となるため、財務会計に精通した職員が育たないのが現状であり、経理職員のプロパー化等、部門別損益計算等ができる財務体制を検討中である。</p> <p>部門管理責任者(事務局各課、事務部各課)への予算情報の提供については、平成24年度から予算内示を詳細に行い、予算執行管理の徹底を図ったところである。また、前年対比、前年同月対比等についても、病院部門において実施しており、大学部門においても実施に向けて検討中である。</p>	<p>改善中</p>
<p>10 附属病院について</p> <p>(1) 患者未収金の管理状況</p> <p>未収金の回収委託に係る弁護士委託の選定において、プロポーザル方式に参加したものが1件しかなかった。今後の委託先選定にあたっては、多数の者からの応募を得られるような広報を実施し、委託料(現在の委託契約では債権回収額の42%)についても競争原</p>	<p>(医大 医療サービス課)</p> <p>平成25年2月の公募型プロポーザルでは、多くの応募が得られるように契約期間を3年(前回契約1年)にするとともに本院ホームページに掲載及び弁護士会への周知を図った結果、プロポーザルに2件の応募があり、委託料についても債権回収額の37.8%(現行委託料:債権回収額の42%)</p>	<p>措置済み</p>

<p>理を働かすことによりその妥当性を検討し、より多くの実質的債権回収が実現できるよう努力すべきである。 (報告書278ページ、公報172ページ)</p>	<p>に引き下げられた。</p>	
<p>(2) 医薬品、診療材料の管理状況 以下の点において改善を実施し、在庫システムの更なる進展による管理の向上と、在庫に関するあらゆるコスト削減努力を実施して、更なる材料費比率の低下に努める必要があると考える。</p> <p>① たな卸廃棄損の改善について 外部委託導入により在庫管理の適正化が進められる中、使用部門ごとに破損、期限切れ、所在不明といったロス情報を系統的に把握し、状況を定期的に観察してロスの改善を促すといった廃棄率ゼロに向けた取組が計画される必要がある。</p> <p>② 後発医薬品の積極的使用への取組について 経営トップが経営方針として後発医薬品使用推進を明確に位置づけ、後発医薬品を積極的に使用している医療機関を模範としてこれに早期に取組むことが必要と考える。(厚生労働省医政局経済課の委託事業として平成23年3月に三菱UFJリサーチ&コンサルティング行った調査研究「ジェネリック医薬品使用促進の先進事例に関する調査報告書」なども参考となる。)</p> <p>③ 院外処方せん発行率100%への取組について 経営効率を考えれば、外来患者の100%を院外処方にできれば、外来調剤に関する人件費、在庫管理コスト、そして外来調剤室全体のスペースが不要となり、その改善は大きなものとなる。経営方針として院外処方せん発行率100%を示し、各診療科の徹底した取組を図るべきである。 (報告書291から292ページまで、公報179ページ)</p>	<p>(医大 経理課・薬剤部)</p> <p>① 現在開発中の電子カルテシステムの導入に併せて、医療材料及び医薬品管理システムについて、使用部門ごとの破損、期限切れ等のロス情報を把握できる新たなシステムの導入に向け検討中である。</p> <p>② 後発医薬品については、経営改善の観点から積極的に取り組むべき課題であると認識しているが、安全性の確認ができていない後発医薬品もあること等から、慎重な対応が必要である。平成24年度薬事委員会においては、後発医薬品3品目(注射剤2、外用剤1)を本採用しており、医療安全上の問題を確認しながら順次、導入に向け検討中である。</p> <p>③ 院外処方箋の取組については、調剤薬局での取扱不可の医薬品があるため、絶無にすることは不可能であるが、それ以外の薬品については基本的には院外処方にすることとしており、平成23年度では91.2%であったものが平成24年度では92.7%に増加しており、今後とも引き続き取り組んでいく。</p>	<p>改善中</p>
<p>(3) 診療科別原価計算などへの取組 財務会計システムにおいて徹底した部門別計算を月次単位で実施できる会計体制を確立した上で、将来的には月次単位で迅速な診療科別原価計算ができ、また、同時に疾患別原価計算などにも対応できるように精度が高いシステムに改めるべきものとする。まずは原点に立ち返り、以下の事項についての検討を要望する。</p> <p>① 財務会計において入院・外来別の各診療科、病棟、中央診療部門(コメディカル)、補助部門、管理部門、共通費といった適切な原価部門設定が行われ、各部門に徹底して把握された費目別の部門個別費が直下される精緻な部門別計算が月次単位で迅速に行われなければならない。</p> <p>② 当附属病院が現在試行している「経営マネジメントシステム」では、患者別原価計算を経て診療科別に配賦するという複雑な方法をシステムまかせで採用しているため、共通費、</p>	<p>(医大 経理課・病院経営企画室)</p> <p>財務会計システムでの部門計算は、現行の財務システム上の運用面等、引き続き検討することとし、平成25年度には、配賦基準の精度向上を踏まえた新たな経営分析支援システムの導入を予定しており、診療科別や中央部門別の収支状況、病院全体での疾患別採算分析等を把握することにより、更なる経営改善を検討中である。</p>	<p>改善中</p>

<p>管理部門、補助部門、中央診療部門（コメディカル）、病棟の収益・費用の各診療科への配賦計算後の結果しか見えず、各部門費用が各配賦段階において各診療科へどれだけ配賦されたかという配賦結果が見えていない。今後において現在試行する原価計算ツールが迅速な意思決定や原価管理としての経営改善のツールになりうるのかについて疑問が残る。今一度、当附属病院において診療科別原価計算作成システムなどはどのように構築されるべきかについて、腰を据えた徹底した検討を要望するものである。 （報告書298から299ページまで、公報182から183ページまで）</p>	
--	--

平成22年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

- 第1 包括外部監査テーマ
府営住宅・住宅関係施策の成果と課題について
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置
次のとおり

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>1 特定公共賃貸住宅（特公賃）について</p> <p>(1) 特定公共賃貸住宅（特公賃）の課題 特公賃の空き家率は増加しており利用度は低く、公営住宅に比して家賃も高く優位性がない。特公賃を用途変更し準公営住宅化するには国との協議が必要なため、資産の有効活用及び住宅困窮者への円滑な住宅供給の観点から、国と協議の下、早期に手続を進める必要がある。 （報告書134から140ページまで、平成23年京都府公報号外第23号104から107ページまで）</p>	<p>(住宅課) 特定公共賃貸府営住宅を準公営住宅へ転換するため、条例上の規定整備を行った。（平成24年6月府議会定例会府営住宅条例改正案上程、平成24年9月1日施行） 近畿地方整備局長の承認を得て、平成25年4月1日時点で特定公共賃貸府営住宅125戸のうち、59戸を準公営住宅に転換済みである。 今後も条件の整ったものから、随時転換を実施していく。</p>	措置済み

平成18年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

- 第1 包括外部監査テーマ
公営3企業の経営管理の是非と将来の姿について
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置
次のとおり

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>1 工業用水道事業について</p> <p>(1) 料金改定に向けた検討 収益改善のための料金改定（責任水量制から二部料金制への移行）について受水企業の合意を得ながら検討する必要がある。 （報告書106から115ページまで、129ページ、平成19年京都府公報号外第27号114から123ページまで、137ページ）</p>	<p>(公営企画課) 府と受水企業で構成する工業用水道連絡協議会において検討の結果、現行制度を維持していくことを合意した。（平成24年度の改定においては、責任水量制で実施）</p>	措置済み